

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 9 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号。以下「指定令」という。）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 12 号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 9 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 10 号）が施行されたところです。

今般、神奈川県横浜市に所在する港にクルーズ船が寄港し、同船において新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一時的に多数報告されていること等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送先の医療機関について下記の通りまとめ、別添のとおり都道府県等に連絡しております。

ついては、貴会におかれましても内容を御了知の上、貴会会員への周知の程よろしく願いいたします。